

週休2日試行工事実施要領

1 目的

昨今、建設業においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若手技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

本要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向け、現場における現状の課題や問題点を把握することを目的として、試行工事を実施するに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。

2 用語の定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所もしくは現場休息（以下「現場閉所等」という。）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

現場施工着手日から現場施工完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間（12/29～1/3）、夏期休暇3日間（8/13～8/15）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受注者の責めに帰すことができない事由により現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所または会社等での当該工事に関連する書類作成等の事務作業を含めて、1日を通して現場作業を行っていない日をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所が生じた場合も現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所または会社等での当該工事に関連する書類作成等の事務作業を含めて、1日を通して現場作業を行っていない日をいう。

(5) 現場施工着手日

設計書に積上げ計上している工種に最初に着手する日をいう。

(6) 現場施工完成日

設計書に積上げ計上している工種が全て終了した日をいう。

(7) 4週8休

対象期間内の現場閉所等率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(8) 現場閉所等率

対象期間内の現場閉所等日数の割合で、現場閉所等日数を対象期間日数で除した値（小数点第2位以下切捨て）のことをいう。

《現場閉所等率の算定方法》

$$K = A / (B - C) \times 100$$

※K：現場閉所等率（%）

A：現場閉所等日数（ただし対象外としている期間分を除く）

B：週休2日対象期間日数（現場施工着手日から現場施工完成日まで）

C：Bのうち、対象外とする期間と重複する日数

3 対象工事

対象工事は、市が一般競争入札により発注する建設工事のうち、以下のいずれにも該当しない工事から発注者が選定した工事を対象とする。

- (1) 対象期間が1か月未満の工事
- (2) 災害復旧工事や緊急対応工事などの緊急を要する工事
- (3) 施工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- (4) 施工範囲が点在する維持補修工事（道路維持補修など）
- (5) 単価契約方式による工事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が試行に適さないと判断した工事

4 発注方式

試行工事は、発注者が週休2日による施工に取り組むことをあらかじめ指定して発注する。

5 経費等の補正

経費等の補正は、当初の予定価格において、経費等の補正を行うものとし、現場施工完成後に現場閉所等の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は請負代金額のうち、当該補正分を減額して契約変更を行う（現場閉所等率に応じた補正は行わない。）。

6 週休2日試行工事実施フロー

(1) 週休2日試行工事発注時

- ① 発注者は、現場の週休2日が確保できるような適正な工期の設定を行う。
- ② 発注者は、入札公告や特記仕様書に当該工事が週休2日試行工事である旨を記載する。



(2) 施工計画書提出時

- ① 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して、工事施工協議簿および休日等取得実績調書とともに発注者へ提出する。
- ② 発注者は、計画工程表および休日等取得実績調書により休日取得計画の妥当性を確認し、必要に応じて再検討を依頼するなど、工事施工着手日までに受注者との協議を完了する。



(3) 週休2日試行工事施工中

- ① 発注者は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類の提示により確認を行う。
- ② 受注者は、週休2日を確保しつつ、天候の不良、関連工事への調整の協力等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、発注者へ工期延長についての協議を行う。
- ③ 受注者は、現場施工完成日以降3日以内に、関係書類を添付した工事施工協議簿および休日等取得実績調書により、現場閉所等の状況を発注者に報告する。
- ④ 発注者は、関係書類により現場閉所等の状況を確認し、必要に応じて、速やかに設計変更により経費等の補正を行う。



(4) 週休2日試行工事完了後

- ① 受注者は、発注者からのアンケート調査に協力する。
- ② 発注者は、週休2日による施工の実施が確認できた場合、施行成績評定において、評価する。

7 週休2日試行工事の実施における留意事項

- (1) 受注者は、週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施に当たっては、その趣旨に沿うよう努めるものとする。
- (2) 所定の現場閉所等率を達成できなかった場合であっても、減点評価は行わないものとし、週休2日を確保した工事については、施行成績評定において、加点評価を行うものとする。
- (3) 総合評価落札方式において、週休2日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加点評価の対象としないものとする。
- (4) 受注者は、地元対応や緊急対応など、やむを得ない場合は、発注者と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。なお、現場閉所等の日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。
- (5) 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて、受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類の提示により確認を行うものとする。
- (6) 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等は行わないこととする。

8 その他

- (1) 受注者は、週休2日試行工事の検証を行うためのアンケート調査に協力するものとする。
- (2) この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年4月1日以降に入札を行う工事から適用する。